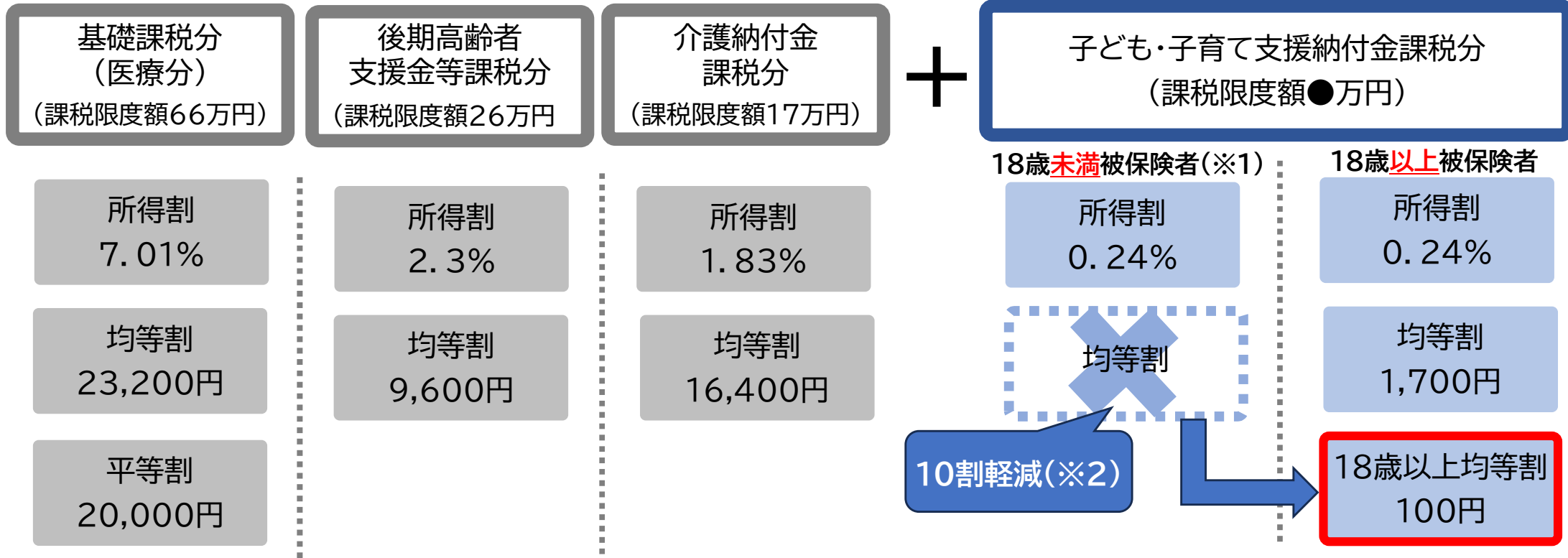


令和8年度の国民健康保険税

◆令和8年度の国民健康保険税の課税区分と税率



※1 18歳未満被保険者とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子ども(=高校生年代までの子ども)のことです。

※2 子ども・子育て支援納付金課税分については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満被保険者にかかる均等割額を10割軽減し、「18歳未満被保険者を除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分します(まず、18歳未満被保険者にかかる均等割総額について、低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課)。